

(公 印 省 略)
財監 第 349 号
令和 7 年 2 月 27 日

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)
(財政局財政部契約監理課)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より福岡市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

福岡市におきましては、令和 6 年 6 月に改正された第三次・担い手 3 法等の趣旨を踏まえ、建設業が社会資本の整備や維持の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、その重要な役割を将来にわたり継続できるよう、処遇改善や働き方改革をはじめとする担い手の確保や生産性向上等の取組を推進するとともに、発注関係事務の適切な実施について取り組んでいるところです。

さて、国において、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が令和 7 年 2 月 14 日に決定・公表されました。新労務単価については、時間外労働の上限規制への対応に必要な経費を反映して設定されており、令和 6 年 3 月適用の労務単価と比べ、全国平均で 6.0%、福岡県の平均では 7.1% の上昇となっております。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 85.8%、福岡県の平均では 93.8% の上昇となっております。

福岡市においても、今回の国の決定・公表を受け令和 7 年 3 月に新労務単価を適用しますので、貴職におかれましても、貴団体傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知徹底をお願いいたします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第 2 項）等が位置づけられております。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要です。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことも踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることとされております。

ついては、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適正な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めていただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっています。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図るようお願いいたします。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

福岡市では、新労務単価の上昇を受け、

① 令和7年2月28日以前に契約締結された一定の既契約工事について、平成26年2月20日から運用している“賃金等の急激な変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）”に基づく対応が可能となる場合があることを周知していること

② 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和6年3月適用の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できることとしていること

などから、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、「1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払い」の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間に既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応されますようお願いいたします。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、既に福岡市では、土木工事での平成24年7月に行われた現場管理費率式の見直し、また建築・設備工事で平成26年1月の公共建築工事積算基準の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置を講じております。

また、公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者の責務として、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を適切に予定価格へ反映されるよう、福岡市の土木工事では、令和2年5月に現場管理費率の見直しを行うとともに、令和2年9月より法定外の労災保険の付保を要件化し、建築・設備工事では、令和2年11月より現場管理費率の補正を行うとともに法定外の労災保険の付保を要件化しているところです。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、国土交通省が実施した実態調査において、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結するようお願いいたします。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映するようお願いいたします。

また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重するようお願いいたします。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に参加させるようお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和6年12月13日最終変更。）において、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされておりますので、ご承知願います。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引き上げや社会保険への加入徹底等により、処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進するようお願いいたします。

5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底をお願いいたします。

また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてこの趣旨の徹底をお願いします。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴う労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費を含めた適正な請負代金による請負契約を締結するようお願いします。

また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するようお願いします。



【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課

TEL 711-4844

新労務単価に基づく特例措置の実施及び インフレスライド条項の継続適用について

